

**令和7年度  
社会福祉法人豊見城市社会福祉協議会 職員採用候補者選考試験実施要項**

本要項は、社会福祉法人豊見城市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の職員採用候補者選考にあたり実施する試験に関し必要な事項を定める。

**1. 採用職員、職務内容及び採用予定人員**

採用職員	職務内容	採用予定人員
正規職員	豊見城市内の地域福祉活動の推進のため、相談援助、地域福祉活動支援、法人運営事務などの福祉事業業務に従事	若干名

**2. 応募資格**

(1) 採用候補者 ※長期勤続によるキャリア形成を図る観点から若年層を対象

1. 平成8年4月2日以降に出生した者
2. 社会福祉士又は精神保健福祉士国家資格を有する者、又はいずれかの受験資格を有する者
3. 普通自動車運転免許を所持する者（AT可、現に運転できること）
4. 次のいずれにも該当しないこと
  - ①日本国籍を有しない者
  - ②禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - ③日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
  - ④暴力団、暴力団関係者又はこれらに準じる団体（反社会的勢力等）との関係を持つ者

**3. 試験内容、試験日時及び場所**

	試験種目	日 時	提出先・場所
一次試験	受験申込時に提出する小論文	受付期間： 令和8年2月16日（月）～ 令和8年3月5日（木）	豊見城市社会福祉センター (豊見城市字平良467-4)
二次試験	面接試験 (口述)	令和8年3月13日（金） 応募書類・小論文にて審査の上、合格（選考）者に対し、面接試験の時間を連絡いたします。	豊見城市社会福祉センター (豊見城市字平良467-4)

#### 4. 受験手続

##### (1) 提出書類

- ① 「職員採用候補者選考試験申込書」(本会所定)
- ② 履歴書 (※3ヶ月以内の顔写真を添付)
- ③ 国家資格登録証の写し、又は指定科目履修証明書の写し
- ④ 小論文 テーマ「‘地域の福祉力’を高めるために、豊見城市社会福祉協議会はどう取り組めばよいか」
  - 指定の原稿用紙(2枚)に、800字以内で自筆記入(横書き)
  - タイトル等は記入せず、本文のみ記入

※「職員採用候補者選考試験申込書」等の提出時に、受験票を交付します

※注意：提出書類に不備がある場合は、受付できません。

提出書類は、本会窓口受取か本会ホームページからダウンロードのこと。

##### (2) 受付期間

令和8年2月16日（月）～3月5日（木） 午後5時までに必着

土日祝日を除く、午前9時～午後5時

郵送の場合でも、3月5日（木）午後5時までに必着(受験票は郵送します)

##### (3) 申し込み先

社会福祉法人 豊見城市社会福祉協議会（豊見城市社会福祉センター内）

〒901-0212 豊見城市字平良467番地4 (電話 856-2782)

#### 5. 選考委員会

(1) 試験に関すること、その他必要事項を行うため「職員採用候補者選考委員会」を設置する。

(2) 選考委員会は、若干名をもって構成し、委員は本会会長が委嘱する。

#### 6. 採点及び選考

(1) 小論文及び個別面接の結果に基づき選考委員会で採用候補者を選定し、その結果を本会会長に報告する。

(2) 選考委員会の報告を基に、本会会長が採用予定者を決定する

#### 7. 合格者発表

(1) 試験結果通知 令和8年3月13日（金） PM

試験受験者への合否は本人へ通知する。(合否に関する問い合わせには応じられません。)

#### 8. 合否・採用の取り消し

次の場合は、合格・採用を取り消すことがある。

1) 受験資格及び経歴等に虚偽がある場合。

2) 採用までの間に社会通念上、不適当とみなされる行為があった場合。

#### 9. 個人情報の取り扱い

受験者に関する個人情報は、受験者名簿の作成等、本試験に関する事務の実施のみの目的で使用し、他の目的で使用することはありません。その管理については、規程に基づき適正に行い、無断で第三者へ提供しません。

## 10. 採用及び給与

- (1) 採用予定日は令和8年4月1日とする。
- (2) 給与は本会「給与等に関する規程」により支給する。
- (3) 採用の日から3ヶ月間は試用期間とする。

## 11. 募集方法

本会掲示板、ホームページ等に案内し募集を行う。

## 12. 問い合わせ先

社会福祉法人豊見城市社会福祉協議会 総務係

〒901-0212 豊見城市字平良467番地4

電話 098-856-2782 FAX 098-856-2774

### 附則

この要項は、令和8年2月13日より施行する。